函館市観光振興財源検討委員会 検討内容

1. 観光振興に関する財源確保の必要性

(1)函館市の観光施策の現状と課題

- ① 道外からの国内観光客が減少している中、海外からの観光客が年々増加しており対策が必要。
- ② 課題を解消し、さらなる魅力の向上を図るため、地域基盤の構築、観光力の向上や誘客促進などの取り組みが重要。

(2)函館市の財政状況

- ① 国の制度に左右される交付税等に依存する脆弱な体質。
- ② 他の中核市と比べ、義務的経費の占める割合が高い硬直した体質。
- ③ 将来的な人口減少に伴う財政規模の縮小により、観光行政費の縮小が見込まれる。

2. 観光振興のための財源確保策の検討

(1) 負担を求める対象【論点①】と負担を求める手法【論点②】から検討

【論点①】負担を求める対象の検討

様々な行政サービスの受益を受けている者がその費用の負担を応益的に担う「受益と負担の関係」でみると、来函する観光客に対しその一部の負担を求めることは妥当である。

【論点②】負担を求める手法の検討

観光客の行為・行動と他都市事例などを勘案し想定し得る対策を組み合わせ検討。

- ○観光客の行為・行動
- ・観光関連施設の利用行為
- ・交通機関の利用行為
- ・飲食やお土産などの消費行為
- ・ 函館への入域行為
- ・宿泊施設への宿泊行為

○他都市事例など勘案し想定し得る対策

- ・ 寄附金 (協力金) 替同者からの寄附(協力)を求めるもの
- ・課税自主権の活用 地方税法に基づく法定目的税の超過 課税や法定外目的税

(2)財源確保策の比較検討

- ① 他都市の事例を参考に、観光施設利用時に寄附を求める「観光振興協力金」案、法定目的税である「入湯税の超過課税」案、法定外目的税として宿泊行為に課税する「宿泊税」案の比較検討
 - ・「観光振興協力金」は任意の協力金のため財源規模の見通しが立たない。
- ・「入湯税の超過課税」は入湯者にさらなる負担を求めることに加え、必要とされる財源規模の確保が難しい。
- ・「宿泊税」は他案と比較し、制度設計により一定規模の財源確保が可能。
- ② 観光客の行為・行動ごとの税制度による財源確保策の検討
- ・「観光関連施設の利用」、「交通機関の利用」、「函館市への入域行為」、「飲食やお土産など の消費行為」に対する課税は、総じて対象施設等の線引きや対象者の把握が困難であり、 行く先々での過重な納税負担など制度の複雑化・徴税コストの増大が想定される。
- ・宿泊事業者の協力の下,特別徴収の方法による「宿泊税」は他案と比較し,簡素・公平 などの税の原則に反せず,対象者の把握などが可能。

3. 観光振興のための財源確保策の検討(まとめ)

(1)財源確保の必要性

近年,海外からの観光客の急増などにより,新たな行政需要への対応を迫られているところである。今後,交流人口をさらに拡大し地域経済の活性化を図るためには,これまで以上に観光施策を充実させていかなければならず,現行施策に加えてさらなる観光振興施策の展開に必要となる自主財源の確保が必要である。

- 観光は地域間競争であり、他都市に負けないよう魅力ある街にするために取り組まなければならない施策は数多くある。
- 観光振興に関する施策を幅広く検討し、新たな施策の展開、現施策のさらなる拡充を図 り、これまで以上に観光振興に取り組んでいく必要がある。
- 函館は元々観光客数に占める宿泊客の割合が高い地域特性があり、今後も宿泊客をさら に増やし観光消費額の増加が図られる施策が必要。
- 函館山からの夜景整備を含むナイトタイムエコノミーの強化など函館の強みを活かして いくとともに、ゴミ箱設置やトイレ整備の環境衛生対策など観光公害に対応していく必要 がある。

(2)財源確保策の検討

一定規模の財源確保が見込まれる税の制度がふさわしく、税の制度としてできる限り簡素であり、また、観光振興施策を中心とした行政サービスの受益を受けていることに対する負担の観点からも、対象者の多くが観光客を含めた来函者となる**宿泊行為に課税する「宿泊税」を観光振興に関する財源確保策とすることが望ましい**。

- 先行事例では特別徴収の制度を採っており、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担が想定されるため、宿泊事業者の意向を可能な限り反映し、なるべく負担のない簡素な制度設計を図ること。
- 特別徴収義務者の特別徴収事務負担などに対する奨励金を交付する制度の導入など,負担の軽減を図ること。
- 北海道においても観光振興を目的とした税財源の検討がされているところであり、二重 課税となる場合も考慮し適宜情報を交換し、納税義務者の負担が過重とならないよう、協 議を行うこと。
- 将来にわたって課税し続けるものではなく, 法定外目的税として一定期間の課税期間を 設定し、3~5年間での見直しを行っていくこと。
- 導入に際しての手続きなどについて、宿泊事業者など関係者への丁寧な説明や周知・広報を行うこと。
- 宿泊税だけでなく入湯税をあわせて負担する宿泊者に対し、負担軽減の観点から、入湯 税の軽減についても必要に応じて検討すること。
- 確保した財源をどのように充てたのか、その使途を明確にしていくことが必要。使途に よっては、その施策の効果を検証すること。